

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省近畿地方整備局近畿道路メンテナンスセンター長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和二年九月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（舗装点検）

二 測量の地域 国道一号（奈良市周辺）、国道二十五号（奈良市周辺）及び国道二十四号（御所市周辺）

三 測量の期間 令和二年九月七日から令和三年二月十六日まで